

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は平成17年6月1日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から同年9月1日まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、当該事業所から厚生年金保険料が控除されていたことが分かる給与支給明細書、及び健康保険の資格取得日が平成17年6月1日となっている健康保険被保険者証を持っているので、厚生年金保険に加入していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の供述から、申立人が平成17年6月1日から同年8月31日までの間、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管する申立事業所に係る平成17年6月分から同年9月分までの給与支給明細書では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成17年6月1日と記録されていたところ、社会保険事務所(当時)が18年3月2日付けでさかのぼって新規適用の取消処理を行っており、当該処理に伴って、申立人を含む131人の被保険者についてさかのぼって被保険者資格の取消処理が行われていることが確認できる上、保険料還付請求

書から、一部納付されていた保険料が申立事業所に対し還付されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所は、申立事業所について事業実態が確認できないことを理由に新規適用の取消処理を行ったとしているが、申立人及び元同僚の供述から、当該事業所に事業実態が無かったことはうかがえず、申立人は当該事業所において雇用保険に加入し、申立期間に係る給与の支払いが確認できる上、委託先の社会保険労務士事務所が保管している雇用契約書からも、当該事業所と申立人が雇用契約を締結していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票には、申立事業所が保険料を滞納していた事実は確認できるものの、社会保険事務所職員が当該事業所に訪問し代表取締役及び従業員と面談していること、事業主が貸金台帳及び出勤簿の提出の求めに応じていることなどが記載されている。

さらに、社会保険事務所は、申立事業所の預金口座の1つについて取引履歴を調査しているが、同履歴の内容のみをもって事業実態を判断することはできないこと等から、当該事業所の事業実態について十分な調査を行った上で前述の取消処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立事業所は、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしている^{と判断される}ところ、社会保険事務所が、事業実態がなかったとして遡^{そきゅう}及して適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立事業所における資格取得日及び資格喪失日は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た日（平成17年6月1日取得、同年9月1日喪失）であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、取消処理前のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、集落の集金人に納付していた。私は領収書等を保有していないが、私の母親が私の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月12日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間直後の51年1月から52年3月までの国民年金保険料を53年4月12日に過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 420 (事案 315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から29年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に年金の裁定請求を行ったところ、申立期間の厚生年金保険については、脱退手当金を受給していると言われた。
私は、これまで脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を受給するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の給付記録欄に、脱退手当金を支給した旨の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和29年11月15日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはないことや、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和29年11月当時は、通算年金制度創設前であり、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、50年4月1日に厚生年金保険に加入するまでの約20年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は新たな資料として自ら作成した「意見書」を提出したが、当該資料は、申立人が脱退手当金を受給していないことを示すものとは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 421 (事案 325 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 6 日から 36 年 12 月 22 日まで

私が脱退手当金を受給したこととされている昭和 38 年当時は、職業紹介所からあっせんされた事業所に勤務していた時期であるが、当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったことから、どうすればよいか聞くために、以前勤務していた申立事業所に手紙を出した記憶がある。

その後、私の手紙に対する返事は無かったが、申立事業所から「何日以内に郵便局に行ってお金を受け取ってください。」という内容の書類が来て、郵便局で現金を受け取った記憶がある。

私の年金記録では、脱退手当金を受給したこととされているが、申立事業所から送付されてきた書類には、脱退手当金の記載は無く、私は、当時、脱退手当金を受領する意思も無かったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る事業所の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の記載が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、昭和 38 年 1 月 21 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるほか、申立人の脱退手当金は、38 年 8 月 3 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人は、「昭和 38 年ごろに、会社からの送金を郵便局で受け取った。」と述べており、申立内容の時期と脱退手当金の支給時期がおおむね一致していることなどを踏まえると、申立人が当時、郵便局で受け取った現金は脱退手当金であったものと推認されるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、当時、脱退手当金を受領する意思が無かったと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 422 (事案 337 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 29 日から 39 年 7 月 26 日まで
② 昭和 39 年 8 月 31 日から 41 年 10 月 21 日まで

私は、申立期間については、結婚のため申立期間②に係る事業所を退職し、会社の寮からアパートへ移り住んでおり、脱退手当金の制度も知らなかった。また、当時、勤務していた事業所に電話して確認したところ、脱退手当金を支払っていないということであり、脱退手当金を受給するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、当該期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立期間の脱退手当金は、昭和 44 年 3 月 14 日に支給決定されているところ、申立期間②に係る被保険者原票の氏名欄に申立人の氏名が訂正された形跡が確認できる上、当該原票の備考欄には「氏名変更 44. 2. 12」の記載が確認できることから、脱退手当金の請求手続に併せて申立人の氏名変更が行われたと考えるのが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、当時、脱退手当金を受給するはずがないと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 36 年 4 月まで

私は申立期間中、A船、B船、又はC船という船舶のいずれかに船員として乗船していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

船舶の所有者名は覚えていないが、私が申立期間中に乗船していたことは間違いないので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A船、B船、又はC船のいずれかの船舶に船員として乗船していたと申し立てている。

しかし、船員保険船舶名索引簿によると、申立ての3船舶のうち、A船については船員保険が適用されている事業所が確認できず、B船については1事業所、C船については3事業所が船員保険の適用事業所として確認できるものの、C船を所有するD社は、申立期間の後の昭和36年9月27日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっている上、所在が不明であるとともに、同名称の船舶を所有するE社（現在はF社）、G社（現在はH社）及びB船を所有するJ社は、いずれも、申立期間当時の人事関係書類、社会保険関係書類は保管していないことなどから、申立人の勤務実態はもとより、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとしている。

また、申立人が、申立期間中、申立て船舶と一緒に乗船したとして挙げる元同僚に係る船員保険被保険者台帳によると、当該元同僚は、申立期間の一部と重複する昭和29年6月11日から34年7月17日までの間、船舶所有者のK社（名称変更後はL社）において船員保険の被保険者資格記録が確認できること

から、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無く、当該事業所は48年9月2日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主等の所在も不明であることなどから、当該期間における申立人の勤務実態はもとより、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳からは、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録どおり、申立期間の後の昭和36年5月15日から同年7月15日までの期間及び37年8月1日から38年7月21日までの期間、確認できるのみである。

加えて、当該5事業所に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月ごろから30年8月ごろまで
② 昭和33年4月ごろから35年10月ごろまで
③ 昭和36年3月1日から37年3月1日まで
④ 昭和37年8月30日から40年2月28日まで

申立期間①についてはA社が元請けとなっていた事業主の下で、申立期間②についてはB社又はC社で、申立期間③についてはD社が元請けとなっていた事業主の下で、申立期間④についてはE社が元請けとなっていた事業主の下で勤務していたにもかかわらず、各申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの申立期間においても、それぞれの事業主（親方）から雇われ、働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は元事業主をF氏としているが、オンライン記録では、元事業主が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、その所在も不明であり、申立内容等について供述等を得ることができない。

また、申立人が元請けの事業所であったと記憶しているA社については、オンライン記録では、当該期間当時、名称が類似する適用事業所が、申立人が記憶している所在地及びその隣接の都道府県内に3事業所確認できるものの、これら3事業所のうち、1事業所は平成9年11月18日に適用事業所ではなくなっている上、ほかの2事業所では、申立期間①当時の関係資料は保管しておらず、申立人の在籍状況等は不明であるとしている。

さらに、これら2事業所における申立期間①当時の厚生年金保険の加入記録のある元従業員3人は、「職人は、現場ごとの下請けであり、同社の従業員ではなかった。」、「同社の従業員には、申立ての職種の者はいなかった。」などと供述している。

申立期間②については、申立人は元事業主をG氏としているが、オンライン記録では、元事業主が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、その所在も不明であり、申立内容等についての供述等を得ることができない。

また、申立人が挙げたB社又はC社という名称の適用事業所が、申立期間②当時、申立人が記憶している所在地及びその隣接の都道府県内に確認できない。

さらに、オンライン記録では、申立人が挙げる申立事業所における元同僚二人の所在も確認できず、申立内容等について供述等を得ることができない。

申立期間③については、申立人は元事業主の氏名を覚えていないことから、オンライン記録において、元事業主が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立内容等についての供述等を得ることができない。

また、申立人が元請けの事業所であったと記憶しているD社については、オンライン記録では、申立期間③当時、名称が類似する適用事業所が、申立人が記憶している所在地及びその隣接の都道府県内に1事業所確認できるものの、当該事業所では、申立期間③当時の関係資料は保管しておらず、申立人の在籍状況等は不明であるとしている。

申立期間④については、元同僚の供述から、申立人が親方であるH氏のもとで勤務していたことはうかがえる。

しかし、元同僚は「私は当該期間当時、申立人と同様、E社J支店の下請けの親方の下で職人として働いていたが、私自身は個人事業主として、現場ごとに工事を請け負って働いていたので、厚生年金保険には加入していなかった。また、親方も自身と同様の個人事業主だった。」と供述している。

また、オンライン記録では、元事業主が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、その所在も不明であり、申立内容等について供述等を得ることができない。

さらに、E社のJ支店及びその本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立期間④及びその前後に、申立人はもとより、申立人が挙げる元事業主及び元同僚の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 21 日まで

私は昭和 37 年 10 月から平成 8 年 2 月までの間、A社B工場及び合併後のC社B工場（現在はD社B工場）に継続して勤務していたにもかかわらず、この途中の申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所で、申立期間中も途切れることなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報では、申立人が、申立期間のすべてを含む昭和 37 年 10 月 1 日から平成 8 年 2 月 14 日までの間、申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、D社B工場が保管する「厚生年金保険資格取得に関する記録」からは、申立人の申立事業所における再度の被保険者資格取得日が、オンライン記録どおり、申立期間直後の昭和 39 年 2 月 21 日となっていることが確認できるのみである。

また、当該事業所が保管する申立事業所に係る申立人の人事記録台帳には、申立人の正社員としての入社日が、申立期間の後の昭和 39 年 3 月 21 日付けと記載されているとともに、「入社前経歴」欄には、申立期間を含む 37 年 10 月から 39 年 3 月までの間、「〇〇労務員」との記載が確認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の 38 年 4 月 1 日付けで被保険者資格を喪失している元同僚が 23 人確認できる上、このうち、当該事業所で被保険者資格を後日再取得している元同僚 3 人はいず

れも、前出の人事記録台帳等において、申立人と同様に、再取得前の期間の雇用形態が「〇〇労務員」となっていること、この期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いこと、その全員が正社員登用日に至って被保険者資格を再取得していることが確認できることなどを踏まえると、申立事業所では、申立期間当時、一部の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前出の被保険者名簿等からは、申立人が、申立事業所における被保険者資格を、オンライン記録と同月の昭和 37 年 10 月 1 日に取得し、38 年 4 月 1 日に喪失した後、再び 39 年 2 月 21 日に取得していることが確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。